

第7節 証券会社等に対する検査

I 検査実施状況の概要（資料 19-1-10 参照）

国内証券会社に対しては、「平成13検査事務年度検査基本方針及び基本計画」において、「新たに整備された「証券検査マニュアル」に基づき、外部監査の導入状況を踏まえつつ、顧客資産の分別保管の適切性及び自己資本規制比率の正確性について重点的に検証する。投資信託委託業者及び投資顧問業者については、顧客への忠実義務の遵守状況等について重点的に検証する。」とされているところであり、13検査事務年度においては、14年5月31日現在で、金融庁及び財務（支）局において、証券会社70社と投資信託委託会社・投資顧問業者32社に対して検査を実施し、このうち、証券会社38社、投資信託委託会社・投資顧問業者20社に対して検査結果を通知している。

なお、検査に当たっては、証券会社については1社当たり平均して14.7日間の立入日数で、4.3人を、投資信託委託会社・投資顧問業者については1社当たり平均して8.3日間の立入日数で、3.4人を投入している。

検査においては、早期是正措置制度の基盤となる自己資本規制比率のチェック、資産内容の厳正な把握及び顧客資産の分別管理状況の把握のほか、ルール遵守態勢、リスク管理態勢等についての検証を行っている。その際、必要に応じ、証券取引の公正性の確保に関して検査を実施している証券取引等監視委員会と連携を図り、合同検査を行うなど、効率的で実効性の高い検査の実施に努めている。

II 検査結果の概要

検査（12検査事務年度に実施した検査を一部含む。）において指摘した主な事例は、以下のとおりである。

1. 財務内容の健全性

法令の理解不足等から、自己資本規制比率の算出において、控除資産額や市場リスク相当額等の計算に誤りが認められた。

2. 法令等遵守状況等

(1) 法令等遵守状況

- ① 顧客に交付すべき書面を交付していないものや、他社の取締役を兼職している取締役について当局に届出を行っていないものが認められた。
- ② MMFに組み入れられていた債券の売却益と、他の債券の評価額を操作することにより、発生させた評価損とを相殺し、MMFの分配率を調整した事例が認められた。

(2) 内部管理態勢

- ① 顧客の意図的な決算対策に利用されるおそれのある取引を受託すること等について、その適切性の検討が不十分であるものが認められた。
- ② 営業員の管理が不十分であることに起因した無断売買や、基本的事務処理動作の不徹底に起因する未確認売買などの証券事故等が認められた。
- ③ 内部監査が有効に機能していないなど、管理部門による内部けん制が不十分であるものが認められた。

3. リスク管理状況

顧客データやコンピューターのアクセスに係る管理が不十分であるもの、市場リスクやシステムリスク等に係る社内規程の整備が不十分であるものや遵守されていないものが認められた。